

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に対する医療費等の助成等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に対する医療費等の助成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北区長

## 公表日

令和7年12月11日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等に罹患した者に対する医療費等の助成等に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「個人番号利用等条例」という。)その他関係法令等に基づき、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等に罹患した者に対する医療費等の助成に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>① 医療費の助成に係る申請(小児精神病患者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>② 医療費の助成の更新に係る申請(小児精神病患者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>③ 認定内容の変更に係る申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>④ 受給要件等の変更に係る届出(小児精神病患者に係る届出を除く。)の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務</li></ol></li><li>2. 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>① 医療費の助成に係る申請(小児精神病患者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>② 医療費の助成の更新に係る申請(小児精神病患者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>③ 認定内容の変更に係る申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>④ 受給要件等の変更に係る届出(小児精神病患者に係る届出を除く。)の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務</li></ol></li><li>3. 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>① 受給資格の認定に係る申請の受理に関する事務</li><li>② 住所の変更等に係る届出の受理に関する事務</li><li>③ 生活状況等の調査に係る届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務</li><li>④ 申請又は届出の代行があった場合における申請若しくは届出の受理、当該申請若しくは届出に係る審査又は当該申請若しくは届出に対する応答に関する事務</li></ol></li><li>4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>① 医療費の助成に係る申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li><li>② 申請内容の変更に係る届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務</li><li>③ 医療受給者証の再交付に係る申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務</li></ol></li></ol>
③システムの名称	総合福祉システム、北区共通基盤システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

障害福祉ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 番号法 第9条第2項</li><li>2. 個人番号利用等条例 第4条及び別表第二の4から7までの項</li></ol>
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 3. 個人番号利用等条例 第4条及び別表第二の4から7までの項	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

—
---

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部障害福祉課障害福祉係(第一庁舎1階4番) 03-3908-9085
-----	---

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	--	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 また、人手が介在する局面で人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修を実施している。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	北区側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末を執務室とは別に設置している。加えて、情報提供ネットワークシステム接続端末の設置してある部屋に入室するには、事前に登録した顔認証が必要であり、情報照会端末にログインする際にも事前に登録した指静脈認証が必要となっている。 また、情報提供ネットワークシステムのアクセスログを記録している。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	その他の項目の変更のため事前の提出と公表が義務づけられていないから。
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	その他の項目の変更のため事前の提出と公表が義務づけられていないから。
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第14号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき 同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 3. 個人番号利用等条例 第4条及び別表第二の4から7までの項	1. 番号法 第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 3. 個人番号利用等条例 第4条及び別表第二の4から7までの項	事後	法令改正による修正
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長 田中 英行	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	1. 番号法 番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年10月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	北区役所健康福祉部障害福祉課障害福祉係	北区役所福祉部障害福祉課障害福祉係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月4日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年10月4日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年10月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和6年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和6年5月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和7年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更